

漁業者の皆様へ

操業コストの削減に向けた取組を支援します！

水産業省エネ・省コスト機器等導入支援事業費補助金

■事業の目的

燃油価格の高騰により、操業コストが上昇し、沿岸自営漁業者等の漁業経営を圧迫しています。燃油価格高騰が長期化しても、漁業経営の体質強化及び沿岸自営漁業者等の所得向上の取組が加速するよう、操業コスト削減に向けた緊急の取組を支援するため、省エネルギー・省コストにつながる機器や漁具等の導入を支援することを目的とします。

■支援対象者

県内に拠点を有する者で、次の方を対象とします。

・島根県認定漁業者設置要綱に規定する認定漁業者及び認定新規漁業者

※地域漁業者認定審査会において、漁業経営開始計画が適正と認められている者は、認定新規漁業者とみなし、事業実施計画書を申請できるものとします。

・沿岸漁業を営む法人及び任意団体

※任意団体にあつては、その代表者が認定漁業者又は認定新規漁業者であること。

- ・本補助金の交付は **1事業者あたり1回限り**
- ・令和8年3月12日以前に本事業の申請・活用した者については、**1回に限り再度の申請が可能**

■支援対象となる取組

省エネルギー・省コストに向け **県が指定する機器（下表）** 又は、**漁法の転換や新漁法の導入**により、操業コスト削減を図る取組が対象です。

■支援の概要

区分	内容
補助対象経費	<p>○操業コストの削減に資する機器で、次に指定するものの導入に係る経費（備品購入費等）</p> <p>魚群探知機、ソナー、プロッター、GPS受信機、自動操舵装置、レーダー、潮流計、塩分等測定計、ドローン、無線機、エンジン、遠隔操縦装置、電動モーター、自動いか釣り機、電動リール、LED灯、揚縄機、揚網機、漁労ウインチ、船上海水冷却装置、その他コスト削減に資する機器で知事が認めるもの</p> <p>○操業コスト削減に向けた漁法の転換や新漁法導入の際に必要な漁具等の導入に係る経費（需用費、備品購入費等）</p>
補助要件	事業計画書に記載する目標は、 省エネ・省コスト化を5%以上図られるものを計画 し、その目標の達成に寄与するもの
補助率	1/2以内
補助上限額	1,000万円
補助事業実施期間	交付決定日から令和9年2月26日まで

この日までに納入・設置・支払いをすべて完了させる必要があります。

■公募期間

令和8年3月12日（木）～令和8年5月15日（金）

※社会情勢から、機器等の納入が遅れる場合が想定されますので、事業実施期間は余裕をもって設定してください。

■審査方法・項目

次の項目について、書面審査を行います。

項目	チェック内容
① 実施体制、実効性	事業実施に必要な体制、実現的かつ継続的な取組となっているか
② 省エネ・省コスト効果	操業にあたり省エネ・省コスト効果があり、事業計画書に記載された目標達成が見込めるか
③ 緊急性	現状の操業コストや漁期等を鑑み、緊急性が高いと認められる取組であるか
④ 費用対効果	事業内容に対する経費が適切か
⑤ 所得向上に向けた取組	漁業者の所得向上に資する取組となっているか

■事前相談・書類提出先

申請に先立ち、次の事務所へ申請内容について事前にご相談ください。

応募者の所在地又は住所地	連絡先
東部地域	〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 東部農林水産振興センター水産課 ☎：0852-32-5703 ✉tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp
西部地域	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 西部農林水産振興センター水産課 ☎：0855-29-5685 ✉seibu-suisanka@pref.shimane.lg.jp
隠岐地域	〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐支庁農林水産局水産課 ☎：08512-2-9668(島後)・08514-7-9106(島前) ✉okinorin@pref.shimane.lg.jp

【取組イメージ】

○潮流計の導入に伴い潮流を正確に把握し、迅速に網を投入（操業の効率化）

→ 燃油使用量が各3か月と比較して**10%減少**

○アマダイ延縄の導入により経営体質を強化（新漁法の導入）

→ 水揚金額の増加により、年間で水揚金額あたりの燃油使用量が**20%減少**



■その他お問い合わせ先

島根県農林水産部沿岸漁業振興課

☎：0852-22-6020 ✉：engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp

※事業の詳細は、島根県沿岸漁業振興課のホームページに掲載している「水産業省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業費補助金公募要領」をご確認ください。

